

令和7年12月17日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「医療法等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

先般成立した医療法等の一部を改正する法律が本年12月12日に公布され、順次施行されることとなりました。

同改正法の趣旨は、高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域における医療機関の機能分化・連携強化に向けた地域医療構想の策定及びこれに基づく取組の推進、地域において必要な医療機能を確保するための診療所への勧告等の措置や新たな医師偏在対策事業の創設、適正なオンライン診療や美容医療の提供のための規制の整備、医療情報の基盤の構築や利活用の推進等のための措置を講ずることとされております。主な内容は、日本医師会が添付している概要をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員へご周知くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【担当】大阪府医師会地域医療課

TEL: 06-6763-7012